

## ○藤崎町介護用品支給事業実施要綱

(平成 17 年 3 月 28 日告示第 35 号)

改正

### (目的)

第 1 条 この告示は、要介護高齢者(40 歳以上 65 歳未満の者であって特定疾病に該当する者を含む。)を介護している家族に対し介護用品(以下「クーポン券」という。)を支給することにより、高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第 2 条 藤崎町介護用品支給事業(以下「事業」という。)の実施主体は藤崎町とする。

### (支給対象者)

第 3 条 事業の支給対象者は、町内に住所を有し、当該年度分の市町村民税(4 月から 6 月までの支給については、前年度の市町村民税)が非課税世帯であって、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定による要介護 4 又は 5 に相当する者(以下「重度要介護者」という。)を現に在宅(社会福祉施設、高齢者専用住宅又はこれに類する施設を除く。)において介護している家族とする。

### (支給期間)

第 4 条 事業の支給有効期間は、支給決定月から当該年度末(支給決定月が 4 月から 6 月の期間である場合は、当該年度の 6 月まで)とする。

2 申請日が月の途中の場合、当該申請日が当該月の 20 日を越えない場合は当該月とし、20 日を越える場合は当該月の翌月からとする。また、月の途中で事業の対象者でなくなった場合は、当該月までとする。

### (暫定支給)

第 5 条 法第 27 条の規定に定める申請処分までの期間であって、緊急を要すると認められる場合は、暫定的にクーポン券を支給することができる。ただし、処分の結果、第 3 条に該当しない場合、支給対象者はクーポン券利用相当額を返還しなければならない。

### (支給申請等)

第 6 条 クーポン券の支給を受けようとする者は、介護用品支給申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

- 2 次条に規定する支給決定を受けた者は、年度途中において事業の対象者でなくなったときは、介護用品受給資格喪失届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(支給決定)

第7条 町長は前条の申請書又は届出書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に対する支給の可否を介護用品支給決定・(却下・停止・廃止)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものである。

(支給方法等)

第8条 支給の方法は、支給対象者に対してクーポン券を支給する。

- 2 クーポン券は、第3条各号全てを満たす者一人につき、1カ月5,000円を上限とする。
- 3 クーポン券の利用については、町長が別に定める介護用品取扱業者のみで利用することができる。

(支給の制限等)

第9条 重度要介護者又は支給決定を受けた者が、介護保険料の滞納により、法第69条に規定する保険給付の制限を受けている場合は、前条第2項にかかわらず、クーポン券の上限を1カ月3,000円に制限することができる。

- 2 前項に規定するクーポン券の上限を制限することができる期間は、法第69条第1項に規定する給付減額期間内とする。

(クーポン券等の返還)

第10条 町長は、利用者が虚偽の申請その他不正な行為によりクーポン券の支給を受けたときは、その者から既に交付したクーポン券を返還させ、又はクーポン券利用相当額の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係簿冊等の整備)

第11条 この事業に必要な簿冊等を備え付けるものとする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の藤崎町家族介護用品費助成事業実施要綱(藤崎町制定)又は常盤村介護用品支給事業実施要綱(常盤村制定)(以下これらを「合併前の告示」という。)の規定によりなされた申請及び支給に関する手続行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成 17 年度の支給有効期間及び支給決定期間にかかる特例)

- 3 施行日の前日までに、合併前の告示により支給決定の資格を受けていた者の支給有効期間は、第 4 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 6 月末日まで支給有効期間を延長できるものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年度の支給有効期間及び支給決定期間にかかる特例)

- 2 施行日の前日までに、支給決定の資格を受けていた者の支給有効期間は、第 4 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 6 月末日まで支給有効期間を延長できるものとする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

介護用品支給申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

介護用品支給決定(却下・停止・廃止)通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

介護用品受給資格喪失届

[別紙参照]